地震保険料率の変遷

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>1966.
6.1（創設）</td><td>

（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="3">等地別</td><td>１等地</td><td>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（1972年本土復帰に伴い追加）</td><td>0.60</td><td>2.10</td></tr>
<tr><td>２等地</td><td>埼玉県、千葉県、東京都（ただし、３等地を除く）、神奈川県（ただし、３等地を除く）、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td><td>1.35</td><td>3.60</td></tr>
<tr><td>３等地</td><td>東京都のうち墨田区・江東区・荒川区、神奈川県のうち横浜市の鶴見区・中区・西区および川崎市の東海道線以東の地区</td><td>2.30</td><td>5.00</td></tr>
</table>

＜構造区分および基準＞

<table>
<tr><th>構造区分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>イ構造</td><td>耐火構造および準耐火構造の建物</td></tr>
<tr><td>ロ構造</td><td>イ構造以外の建物</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>1980.
7.1</td><td>

（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">構造区分別</th><th colspan="2">イ構造</th><th colspan="2">ロ構造</th></tr>
<tr><th>建物</th><th>家財</th><th>建物</th><th>家財</th></tr>
<tr><td rowspan="5">等地別</td><td>１等地</td><td>北海道、福島県、群馬県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td><td>0.70</td><td>0.50</td><td>2.30</td><td>1.70</td></tr>
<tr><td>２等地</td><td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、新潟県、石川県、山梨県、高知県</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>2.90</td><td>2.00</td></tr>
<tr><td>３等地</td><td>福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td><td>1.40</td><td>1.00</td><td>3.70</td><td>2.60</td></tr>
<tr><td>４等地</td><td>埼玉県、千葉県、愛知県</td><td>1.60</td><td>1.10</td><td>4.20</td><td>3.00</td></tr>
<tr><td>５等地</td><td>東京都、神奈川県、静岡県</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>4.80</td><td>3.40</td></tr>
</table>

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

</td></tr>
</table>

実施日	内容
1991. 4.1	（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

構造区分別			イ構造		ロ構造	
			建物	家財	建物	家財
等地別	１等地	北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県	0.50	0.35	1.60	1.20
	２等地	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	0.70	0.50	2.20	1.55
	３等地	埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	1.40	0.95	3.10	2.20
	４等地	東京都、神奈川県、静岡県	1.80	1.30	4.75	3.30

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

実施日	内容
1996. 1.1	（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

構造区分別			イ構造	ロ構造
等地別	１等地	北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県	0.50	1.45
	２等地	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	0.70	2.00
	３等地	埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	1.35	2.80
	４等地	東京都、神奈川県、静岡県	1.75	4.30

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2001.
10.1</td><td>
1．基本料率
（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円
<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="4">等地別</td><td>１等地</td><td>北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県</td><td>0.50</td><td>1.20</td></tr>
<tr><td>２等地</td><td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県</td><td>0.70</td><td>1.65</td></tr>
<tr><td>３等地</td><td>埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td><td>1.35</td><td>2.35</td></tr>
<tr><td>４等地</td><td>東京都、神奈川県、静岡県</td><td>1.75</td><td>3.55</td></tr>
</table>
＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

2．割引率
上記の基本料率に対し、次の割引率を適用する。
(1)建築年割引率：10%
（1981 年 6 月以後の新築建築物の場合）
(2)耐震等級割引率
耐震等級 3 の場合：30%
耐震等級 2 の場合：20%
耐震等級 1 の場合：10%
（注）(1)(2)の割引は、重複して適用できない。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2005.
4.1</td><td>
1．基本料率
変更なし（同上）

2．割引率
変更なし（同上）

3．長期係数
<table>
<tr><th>保険期間</th><th>長期係数</th></tr>
<tr><td>2年</td><td>1.90</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>2.75</td></tr>
<tr><td>4年</td><td>3.60</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>4.45</td></tr>
</table>
保険期間に応じて上記の長期係数を適用する。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2007.
10.1</td><td>
1．基本料率
（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円
<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="9">等地別</td><td>１等地</td><td>岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県</td><td>0.50</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>２等地</td><td>北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県</td><td>0.65</td><td>1.27</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３等地</td><td>香川県</td><td>0.65</td><td>1.56</td></tr>
<tr><td>茨城県、山梨県、愛媛県</td><td>0.91</td><td>1.88</td></tr>
<tr><td>埼玉県、大阪府</td><td>1.05</td><td>1.88</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４等地</td><td>徳島県、高知県</td><td>0.91</td><td>2.15</td></tr>
<tr><td>千葉県、愛知県、三重県、和歌山県</td><td>1.69</td><td>3.06</td></tr>
<tr><td>東京都、神奈川県、静岡県</td><td>1.69</td><td>3.13</td></tr>
</table>
（注）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

2．割引率
上記の基本料率に対し、次の割引率を適用する。
(1)建築年割引率：10%
（1981 年 6 月以後の新築建築物の場合）
(2)耐震等級割引率
耐震等級 3 の場合：30%
耐震等級 2 の場合：20%
耐震等級 1 の場合：10%
(3)免震建築物割引率：30%
(4)耐震診断割引率：10%
（注）(1)～(4)の割引は、重複して適用できない。

3．長期係数
変更なし（同上）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2010.
1.1</td><td>
1．基本料率
（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円
<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="9">等地別</td><td>１等地</td><td>岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県</td><td>0.50</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>２等地</td><td>北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県</td><td>0.65</td><td>1.27</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３等地</td><td>香川県</td><td>0.65</td><td>1.56</td></tr>
<tr><td>茨城県、山梨県、愛媛県</td><td>0.91</td><td>1.88</td></tr>
<tr><td>埼玉県、大阪府</td><td>1.05</td><td>1.88</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４等地</td><td>徳島県、高知県</td><td>0.91</td><td>2.15</td></tr>
<tr><td>千葉県、愛知県、三重県、和歌山県</td><td>1.69</td><td>3.06</td></tr>
<tr><td>東京都、神奈川県、静岡県</td><td>1.69</td><td>3.13</td></tr>
</table>
（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。
（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年 1 月 1 日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、イ構造の基本料率に 1.3 を乗じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞
<table>
<tr><th>構造区分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>イ構造</td><td>耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等</td></tr>
<tr><td>ロ構造</td><td>イ構造以外の建物</td></tr>
</table>

2．割引率
変更なし（同上）

3．長期係数
変更なし（同上）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2014.
7.1</td><td>
1．基本料率
（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円
<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="7">等地別</td><td>１等地</td><td>岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県</td><td>0.65</td><td>1.06</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２等地</td><td>福島県</td><td>0.65</td><td>1.30</td></tr>
<tr><td>北海道、青森県、宮城県、新潟県、山梨県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県</td><td>0.84</td><td>1.65</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３等地</td><td>茨城県、愛媛県</td><td>1.18</td><td>2.44</td></tr>
<tr><td>徳島県、高知県</td><td>1.18</td><td>2.79</td></tr>
<tr><td>埼玉県、大阪府</td><td>1.36</td><td>2.44</td></tr>
<tr><td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県</td><td>2.02</td><td>3.26</td></tr>
</table>
（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。
（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年１月１日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、イ構造の基本料率に 1.3 を乗じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

2．割引率
上記の基本料率に対し、次の割引率を適用する。
(1)建築年割引率：10%
（1981 年 6 月以後の新築建築物の場合）
(2)耐震等級割引率
耐震等級 3 の場合：50%
耐震等級 2 の場合：30%
耐震等級 1 の場合：10%
(3)免震建築物割引率：50%
(4)耐震診断割引率：10%
（注）(1)～(4)の割引は、重複して適用できない。

3．長期係数
変更なし（同上）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2017.
1.1</td><td>
1．基本料率
（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円
<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="10">等地別</td><td rowspan="2">１等地</td><td>岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県</td><td>0.68</td><td>1.14</td></tr>
<tr><td>北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県</td><td>0.81</td><td>1.53</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２等地</td><td>福島県</td><td>0.74</td><td>1.49</td></tr>
<tr><td>宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県</td><td>0.95</td><td>1.84</td></tr>
<tr><td>愛媛県</td><td>1.20</td><td>2.38</td></tr>
<tr><td>大阪府</td><td>1.32</td><td>2.38</td></tr>
<tr><td>愛知県、三重県、和歌山県</td><td>1.71</td><td>2.89</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３等地</td><td>茨城県</td><td>1.35</td><td>2.79</td></tr>
<tr><td>埼玉県</td><td>1.56</td><td>2.79</td></tr>
<tr><td>徳島県、高知県</td><td>1.35</td><td>3.19</td></tr>
<tr><td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県</td><td>2.25</td><td>3.63</td></tr>
</table>
（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。
（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年 1 月 1 日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、イ構造の基本料率に 1.3 を乗じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞
変更なし（同上）

2．割引率
変更なし（同上）

3．長期係数
変更なし（同上）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2019.
1.1</td><td>

1．基本料率

（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th>ロ構造</th></tr>
<tr><td rowspan="10">等地別</td><td rowspan="2">１等地</td><td>岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県</td><td>0.71</td><td>1.16</td></tr>
<tr><td>北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県</td><td>0.78</td><td>1.35</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２等地</td><td>福島県</td><td>0.85</td><td>1.70</td></tr>
<tr><td>宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県</td><td>1.07</td><td>1.97</td></tr>
<tr><td>愛媛県</td><td>1.20</td><td>2.24</td></tr>
<tr><td>大阪府</td><td>1.26</td><td>2.24</td></tr>
<tr><td>愛知県、三重県、和歌山県</td><td>1.44</td><td>2.47</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３等地</td><td>茨城県</td><td>1.55</td><td>3.20</td></tr>
<tr><td>埼玉県</td><td>1.78</td><td>3.20</td></tr>
<tr><td>徳島県、高知県</td><td>1.55</td><td>3.65</td></tr>
<tr><td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県</td><td>2.50</td><td>3.89</td></tr>
</table>

（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。

（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年 1 月 1 日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、イ構造の基本料率に 1.3 を乗じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞

変更なし（同上）

2．割引率

変更なし（同上）

3．長期係数

<table>
<tr><th>保険期間</th><th>長期係数</th></tr>
<tr><td>2年</td><td>1.90</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>2.80</td></tr>
<tr><td>4年</td><td>3.70</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>4.60</td></tr>
</table>

保険期間に応じて上記の長期係数を適用する。

</td></tr>
</table>

実施日	内容

2021.
1.1

1．基本料率

（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

構造区分別			イ構造	ロ構造	
					経過措置
等地別	１等地	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	0.74	1.23	1.23
	２等地	福島県	0.97	1.95	1.26
		宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県	1.18	2.12	1.63
		愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、愛媛県	1.18	2.12	2.12
	３等地	茨城県	1.77	3.66	2.29
		埼玉県	2.04	3.66	2.64
		徳島県、高知県	1.77	4.18	2.29
		千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	2.75	4.22	3.93

（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。

（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年 1 月 1 日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、経過措置を講じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞

変更なし（同上）

2．割引率

変更なし（同上）

3．長期係数

保険期間	長期係数
2年	1.90
3年	2.85
4年	3.75
5年	4.65

保険期間に応じて上記の長期係数を適用する。

<table>
<tr><th>実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>2022.
10.1</td><td>

1．基本料率

（保険期間1年、保険金額 1,000 円につき）　　単位：円

<table>
<tr><th colspan="3">構造区分別</th><th>イ構造</th><th colspan="2">ロ構造</th></tr>
<tr><th colspan="3"></th><th></th><th></th><th>経過措置</th></tr>
<tr><td rowspan="6">等地別</td><td>１等地</td><td>北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県</td><td>0.73</td><td>1.12</td><td>1.12</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２等地</td><td>福島県</td><td>1.16</td><td>1.95</td><td>1.63</td></tr>
<tr><td>宮城県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、宮崎県、沖縄県</td><td>1.16</td><td>1.95</td><td>1.95</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３等地</td><td>茨城県、徳島県、高知県</td><td>2.30</td><td>4.11</td><td>2.97</td></tr>
<tr><td>埼玉県</td><td>2.65</td><td>4.11</td><td>3.43</td></tr>
<tr><td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県</td><td>2.75</td><td>4.11</td><td>4.11</td></tr>
</table>

（注１）基本料率の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。

（注２）構造区分の判定基準の改定（2010 年 1 月 1 日実施）前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、経過措置を講じた基本料率とする。

＜構造区分および基準＞

変更なし（同上）

2．割引率

変更なし（同上）

3．長期係数

<table>
<tr><th>保険期間</th><th>長期係数</th></tr>
<tr><td>2年</td><td>1.90</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>2.85</td></tr>
<tr><td>4年</td><td>3.75</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>4.70</td></tr>
</table>

保険期間に応じて上記の長期係数を適用する。

</td></tr>
</table>